

(別添)

化学物質のリスク評価検討会報告書の

概要及び今後の対応

1 リスク評価物質

「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」又は「ヒトに対して発がん性が疑われる」とされている次の物質

(1) 詳細リスク評価 (5 物質)

- インジウム及びその化合物
- エチルベンゼン
- コバルト及びその化合物
- 酢酸ビニル
- 1,2-ジブロモエタン

(2) 初期リスク評価 (8 物質)

- オルト-ニトロアニソール
- カテコール
- 酸化チタン
- 1,3-ジクロロプロペン
- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)
- ニトロメタン
- パラ-ジクロロベンゼン
- 4-ビニル-1-シクロヘキセン

2 リスク評価の手法

リスク評価は、有害性の評価とばく露の評価からなる。

- (1) 有害性評価は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、評価値(※)を設定。
- (2) ばく露評価は、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づく報告)が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた個人ばく露測定結果からばく露濃度を算出。
- (3) 有害性評価から得られた評価値と、ばく露評価から得られたばく露濃度を比較することによりリスク評価を実施。

※評価値は、労働者が勤労生涯を通じて毎日当該物質にばく露した場合に

健康に悪影響が生じるばく露限界値。

3 リスク評価の結果及び今後の対応

13 物質についてリスク評価を行ったところ、下記のように判定された。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
○インジウム及びその化合物 ○エチルベンゼン ○コバルト及びその化合物	ア 製造・取扱いを行う一部の事業場で高いばく露が見られ、作業工程共通のリスクと考えられ、他の事業場においても高いばく露が推測されることから、制度的対応を念頭に置いた健康障害防止措置等の検討を行うべきである。	化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（以下「措置検討会」という。）において、具体的な措置を検討するとともに、関係事業者等に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○1,2-ジブロモエタン ○酢酸ビニル	イ 製造・取扱いを行う事業場の一部の作業で高いばく露が見られたが、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかった。国は関係事業者に対し自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。	関係事業者等に対し、適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○酸化チタン ○1,3-ジクロロプロペン ○ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP） ○パラ-ジクロロベンゼン ○4-ビニル-1-シクロヘキセン	ウ 製造・取扱いを行う一部の事業場において高いばく露が見られたことから、さらに詳細なリスク評価を行うべきであり、ばく露の高かった要因等を明らかにすべきである。	関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、今後、詳細なリスク評価を実施する。
○オルト-ニトロアニソール ○カテコール ○ニトロメタン	エ ばく露の測定結果からリスクは高くないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。	関係事業者等に対し、引き続き適切な管理が行われるよう行政指導を行う。

<添付資料>

○別紙 1 リスク評価物質（13 物質）に関する情報

○別紙 2 検討会参集者名簿及び開催経緯